

お知らせ

分譲マンション管理セミナー
&相談会

時11月10日(土)①セミナー「管理組合が知っておくべき大規模修繕工事のポイント」=午後1時45分～2時45分②相談会=午後3時～4時30分
場たましんRISURUホール③一級建築士・千葉昌稔さん④①25人②6組(いずれも申込順)⑤住所、氏名、マンション名、連絡先、参加人数を書いてファクス、Eメールで、東京都マンション管理士会たまむさしの支部たま西部部会⑥(553)6183⑦ikes@suite.plala.or.jpへ⑧同部会事務局⑨(552)5673、市住宅課・内線2562

地域懇談会～第5次地域福祉
市民活動計画に向けて

第5次地域福祉市民活動計画(立川あいあいプラン21)の策定に向けたグループワーク形式の懇談会です。より暮らしやすいまちにするために必要なことを参加者同士で考えます時・場▷10月21日(日)午前10時～正午=若葉会館▷10月30日(火)午後7時～9時=こぶし会館▷11月27日(火)午後7時～9時=柴崎学習館③各30人(申込順)④立川市社会福祉協議会⑤(529)8300へ

無料法律相談会

法テラス(日本司法支援センター)と弁護士会多摩支部の共催⑥市内在住・在勤の方時10月29日(月)午前9時～午後0時10分(1人30分)場市民相談室(市役所3階)⑦5人(申込順)⑧市生活安全課市民相談係⑨(528)4319へ

行政相談週間

10月15日～21日は行政相談週間です。以下の窓口では国の仕事(生活保護、年金・保険、登記、雇用、道路・河川など)に関する相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は守られます。

●行政苦情110番 電話かファクスで総務省行政相談センターさくみ東京①0570(09)0110(PHS・IP電話の方は②03(3363)1100)③03(5331)1761へ

●行政相談委員 ▶栗原聰=羽衣町④(521)3733(勤務先)▶滝島栄次=砂川町⑤(536)6549▶田中義則=幸町⑥(537)2814▶市川美智子=高松町⑦(525)1849《順不同・敬称略》

●行政相談(事前予約制) 時毎月第3水曜日、午前9時30分～11時45分場市民相談室(市役所3階)⑧生活安全課市民相談係⑨(528)4319

東京たま広域資源循環組合入
札参加申請の受付

平成31・32年度の工事・物品買入れ等の入札参加申請を受け付けます。くわしくは「東京たま広域資源循環組合」のホームページをご覧ください▶受付期間=10月19日(金)～11月1日(木)⑧東京たま広域資源循環組合総務課⑨(597)6151

障害基礎年金～受給にはご相談を

国民年金加入中や20歳前に初診日がある病気やけがによって、一定程度の障害状態にある場合は、請求により障害基礎年金が受けられます(老齢基礎年金を受給していない方に限ります)。障害年金を受給するためにはさ

まざまな要件があります。相談には時間がかかる場合もあるため、あらかじめ電話予約をした上でお越しください⑧市保険年金課国民年金係・内線1394、日本年金機構立川年金事務所⑨(523)0352

募集

たちかわ真夏の夜の演劇祭参加劇団

▶参加資格=多摩地域を活動の拠点とする演劇団体および個人で、実行委員会に参加できる(平成31年1月から1年間)▶演目=たましんRISURUホール小ホールで原則として2回上演可能な2時間程度(休憩含む)の演目▶選考=内容、過去の参加回数、地域性などを基準に選考▶開催期間=平成31年8月1日(木)～9月1日(日)▶費用=参加費、会場料、付属設備使用料は無料。照明・音響など公演に関する費用や人件費は自己負担▶申込方法=12月11日(火)(必着)までに、郵送、ファクス、Eメールまたは直接、申込用紙(「立川市地域文化振興財団」のホームページからダウンロードも可)をたちかわ演劇祭実行委員会(〒190-0022錦町3-3-20立川市地域文化振興財団内)①(526)1312②(525)6581③engekisai@tachikawa-chiikibunka.or.jpへ

ふれあい作品展出展者

平成31年1月21日(月)～25日(金)に開催する「ふれあい作品展」の出展者を募集します。作品内容は書道、絵画、写真、文芸、造形など。1人2点まで④60歳以上の市民の方⑤11月5日(月)までに、各福祉会館で配布する所定の

申込用紙を、立川市老人クラブ連合会(柴崎福祉会館内)⑥(521)3733へ

東京2020大会ボランティア

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のボランティア募集が9月26日から始まりました。東京2020大会ボランティアは、競技会場や選手村等で大会運営に携わる「大会ボランティア」と空港や都内の主要駅等で観光・交通案内等に携わる「都市ボランティア」があります。くわしくは、大会ボランティアは「東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」のホームページを、都市ボランティアは「東京ボランティアナビ」のホームページをご覧ください⑧オリンピック・パラリンピック準備室・内線2680

はじめてのボランティア体験～たちかわ楽市編

学校、家庭、職場ではできない体験ができます。たちかわ楽市でボランティアをしませんか④小学生以上の方時11月3日(土・祝)午前9時～正午場国営昭和記念公園みどりの文化ゾーン⑤10人(申込順)⑥電話、または住所、氏名、電話番号を書いて、ファクス、Eメールで市民活動センターたちかわ⑦(529)8323⑧(529)8714⑨shimin@tachikawa-shakyo.jpへ。右2次元コードからも申し込み可。

たちかわ競輪開催日

●10月13日～15日(立川FⅡ、千葉記念を併売)●10月16日(千葉記念を場外発売)●10月22日～24日(立川FIガールズ(関東カップ))

開催案内・レース結果 ①0180(994)223～5

くらしの相談日程 市役所①(523)2111 ②=予約制 ③=直接会場(先着順) ④=電話相談 祝日はお休み

相談項目	相談日	時 間	場 所	連絡先
⑤法律相談 相続・金銭貸借等、民事的な法律全般	第1～第4月曜日	9:30～正午	市民相談室	市民相談係 ☎(528)4319
	第1木曜日	13:30～16:30	女性総合センター・アイム5階	
	第2木曜日		たましんRISURUホール5階	
	第3木曜日		市民相談室	
	第4木曜日		立川タクロス1階	
⑥相続・登記・成年後見等	第1・第3・第4火曜日	13:30～16:30	市民相談室	
⑦税務相談 所得税、相続税、贈与税等	第2・第4水曜日	13:30～16:25		
⑧家事相談 夫婦間、親子間、離婚問題等	第1～第4木曜日 第1・第3火曜日	9:20～正午		
	第2・第4火曜日	13:30～16:10		
⑨不動産相談 不動産の売買、賃貸借契約等	第2・第4水曜日	13:30～16:30		
⑩交通事故相談	第1水曜日	13:30～16:00		
⑪行政手続相談 在留資格・帰化、相続・遺言	第2火曜日	9:20～正午		
⑫犯罪被害者等支援相談	月曜～金曜日	8:30～17:00 (正午～13:00を除く)		
⑬公益通報者保護相談 (外部通報窓口)				
⑭人権悩みごと相談 不当な扱い、いやがらせ等	第1水曜日	9:30～11:45		
⑮行政相談 国等への苦情、要望等	第3水曜日			
⑯消費生活相談 契約トラブル、商品知識、架空請求、多重債務	月曜～金曜日 (第3木曜日は電話相談のみ)	9:00～16:00 (正午～13:00を除く)	女性総合センター・アイム5階	消費生活センター ☎(528)6810
	火曜・水曜・土曜日 (土曜日は電話相談のみ)	13:00～17:00		男女平等参画係 ☎(528)6801

相談項目	相談日	時 間	場 所	連絡先
総合福祉センターでの各種相談	①成年後見相談	第2土曜日	総合福祉センター	地域あんしんセンターたちかわ ③(529)8319
	②相続相談	第2・第4火曜日		社会福祉協議会 ④(529)8300
	③法律相談	第3土曜日		社会福祉協議会 ⑤(529)8426
	④⑤アルコール相談	第2・第4水曜日		くらし・しごとサポートセンター ⑥(503)4308
	④⑤くらしや仕事の相談	月曜～金曜日		立川麦の会 ⑦(563)4569
子ども未来センターでの各種相談	⑧精神障害者の家族相談	第2月曜日(祝日の場合は第3月曜日)	子ども未来センター	生活福祉課・内線1545
	⑨⑩女性相談	月曜～金曜日		子育て推進課
	⑪⑫母子相談 ひとり親家庭の相談	月曜～金曜日		子ども家庭支援センター ⑬(529)8566
	⑬⑭子ども総合相談受付 どこに相談したらいいかわからない子どもに関する相談	月曜～土曜日		子ども家庭相談係 ⑮(528)6871
	⑮⑯子育て家庭の相談 子育て家庭への支援の相談	月曜～金曜日、第1・第3土曜日		発達支援係 ⑰(529)8586
子育てひろば	⑰⑱発達相談 子どもの発達が気になるとき	月曜～金曜日、第1・第3土曜日	子育てひろば(児童館ほか)	教育支援課相談係 ⑲(527)6171
	⑲⑳教育・就学相談 学校や家庭での悩み・就学相談	月曜～土曜日(就学相談は第2土曜日のみ)		子育てひろば担当 ⑳(528)4335
	㉑乳幼児期の相談	月曜～金曜日		女性総合センター・アイム5階
	中国語	第1・第4土曜日		たちかわ多文化共生センター ㉒(527)0310
	英語・ポルトガル語	第2土曜日		
在日外国人生活相談	英語	第3・第5土曜日		第1土曜日は行政書士と生活相談員、第2・第3土曜日は行政書士、第4・第5土曜日は生活相談員が対応